

茨城県中央環境衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例

令和6年4月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 職員のサービスの宣誓に関する事項については、茨城町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年茨城町条例第12号）に規定する職員のサービスの宣誓に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。